

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社エイチーム			コード	3662
提出日	2023/10/3	異動（予定）日	2023/10/26		
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため ・定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員設置会社へ移行することに伴い、社外監査役として届け出ておりました、（3）山田一雄氏においては、社外取締役として引き続き独立役員の届出をいたします。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	吉崎亮介	社外取締役	○								△							有
2	加藤淳也	社外取締役	○													○		有
3	山田一雄	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
4	北川ひろみ	社外取締役	○													○	新任	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	吉崎亮介氏は、株式会社キカガクの代表取締役会長であります。2020年に同社と当社の間に研修受講に関する取引が存在していましたが、その取引金額は僅少であります。	株式会社キカガクの創業者であり、AI・機械学習を中心とした先端技術の分野において、豊富な知識と幅広い見識を有しています。引き続き、幅広いIT業界への知見を基に、客観的な立場と新しい価値観で組織の構築をはじめ、当社の経営戦略、事業戦略にも忌憚なく意見・助言等いただき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、同氏を社外取締役に選任しました。 また、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。
2		弁護士の立場から、企業法務分野に関する専門的な幅広い知見を有しており、客観的・独立的な立場として当社の経営における重要事項の決定及び取締役の経営執行の監督に十分な役割を果たしています。引き続き、豊富な専門の見識を基に取締役会の監督機能及び監視体制並びにガバナンスの強化への貢献を期待し、同氏を監査等委員である社外取締役に選任しました。 また、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。
3		これまで当社社外監査役として、公認会計士及び税理士の立場から、財務・経理・税務・内部統制等において経営の監視や適切な助言を行うなど、監査機能を十分に果たしています。引き続き、豊富な専門の見識を基に取締役会の監督機能及び監視体制並びにガバナンスの強化への貢献を期待し、同氏を監査等委員である社外取締役に選任しました。 また、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。
4		弁護士として企業法務分野における豊富な実務経験と専門的な幅広い知見に加え、不正対策の専門家であるCFE（公認不正検査士）を有していることから、経営戦略・事業戦略におけるリスク管理の強化・監督を期待するとともに、客観的・独立的な立場と専門的見識を基に、取締役会の監督機能及び監視体制並びにガバナンスの強化への貢献を期待し、同氏を監査等委員である社外取締役に選任しました。 また、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。
5		

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。